

**群馬県ニホンザル適正管理計画**  
**(第二種特定鳥獣管理計画・第五期計画)**

**令和4年3月**

**群馬県**

# 目 次

<b>1</b>	<b>計画策定の背景及び目的</b> .....	1
<b>2</b>	<b>管理すべき鳥獣の種類とその特徴</b> .....	1
	(1) 獣種	
	(2) 行動及び生態の特徴	
	(3) 被害の特徴	
	(4) 県内サルの系統	
<b>3</b>	<b>計画の期間</b> .....	3
<b>4</b>	<b>管理が行われるべき区域</b> .....	3
<b>5</b>	<b>現状と評価</b> .....	3
	(1) 取組の経過	
	(2) 現状	
	(3) 評価（第四期計画）	
	(4) 課題解決のための今後の対応	
<b>6</b>	<b>管理の基本方針</b> .....	7
	(1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針	
	(2) 計画の基本方針	
<b>7</b>	<b>管理の目標</b> .....	8
	(1) 農業被害の減少	
	(2) 加害レベルの低下	
	(3) 加害群定着域の拡大防止	
<b>8</b>	<b>目標達成のための施策</b> .....	10
	(1) 集落環境管理	
	(2) 被害防除対策	
	(3) 加害レベルの管理	
	(4) 生息環境管理	
	(5) 個体群管理	

<b>9 地域別管理目標</b> .....	12
(1) 県南西部地域個体群ユニット	
(2) 県西部地域個体群ユニット	
(3) 県北部地域個体群－第Ⅰユニット	
(4) 県北部地域個体群－第Ⅱユニット	
(5) 県北部地域個体群－第Ⅲユニット	
(6) 県北部地域個体群－第Ⅳユニット	
<b>10 モニタリング等の調査・研究</b> .....	19
(1) 生息状況の把握	
(2) 捕獲状況及び個体分析調査	
(3) 被害調査及び対策効果検証	
(4) 研究・開発	
<b>11 その他管理のために必要な事項</b> .....	20
(1) 人材育成	
(2) 近県との連携	
(3) 情報公開	
(4) 普及啓発	
<b>12 計画の実施体制</b> .....	20
(1) 農林業者を含む地域住民	
(2) 市町村	
(3) 猟友会	
(4) 県	
(5) J A、森林組合	
(6) 大学・N P O 法人等民間事業者	
(7) 検討・評価機関	

## 1 計画策定の背景及び目的

ニホンザル（以下、「サル」という。）は日本の固有種であり、群馬県においても古くから生息していることが知られている。現在、県内での分布は、西部、吾妻、利根沼田及び東部の山間地から中山間地にかけて広く確認されている。

サルによる農林業被害は、昭和55年頃から妙義町（現富岡市）、下仁田町、松井田町（現安中市）及び（勢）東村（現みどり市）等で発生してきた。その後、サルの生息域の拡大に伴い、被害発生地域も拡大した。各市町村では、住民の協力のもと、電気柵の設置や花火を利用した追い払い等の防除対策が進められてきた。しかし、防除施設の維持管理や地域ぐるみの対策の継続が難しく、十分な成果が得られなかった。また、集落の人口減少、耕作放棄地の増加及び森林の放置等が原因となり、サルの生息域が拡大していったと考えられる。

このような状況を踏まえ、群馬県では平成15年度からニホンザル保護管理計画（現名称：ニホンザル適正管理計画）を策定し、農林業被害の防止に努めてきた。しかし、依然として農業及び生活環境被害が発生していることから、サルの生息地における農林業被害の防止と地域住民が安心して生活できる環境を回復することを目的として本計画を策定する。

なお、本計画は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画とする。

## 2 管理すべき鳥獣の種類とその特徴

### （1）獣種

ニホンザル (*Macaca fuscata*)

### （2）行動及び生態の特徴

サルは昼行性で、オトナメス（7～8歳以上）を中心とした数十頭からなる母系の群れで、一定の生息域を持って生活する。メスは、生まれた群れで一生を過ごす。オスは、ワカモノ（5～8歳）になると群れから離れ、他の群れに加入したり、ハナレザルとなり単独で行動したりする。

メスは、早くは5歳から繁殖可能となり、通常2～3年に1回の出産であるが、栄養条件が良いと連年での出産が可能となる。餌付けされた群れの年間個体数の増加率は約15%で、群れの個体数は5年間でほぼ2倍となることが知られている。また、群れ内における個体数の増加は、1つの群れが2つ以上に分かれる「分裂」の要因のひとつとなり、サルの生息域の拡大へとつながることが懸念される。

### （3）被害の特徴

サルは、農作物が容易に食べられることを学習すると、集落に繰り返し出没するようになる。被害の程度は、群れの個体数、人馴れの程度等によって異なる。サルの多くは群れで出没するため、短時間で広範囲の被害を発生させる。また、昼行性であるため、農林業者がサルによる被害の現場を目撃することも多く、被害者の精神的なダメージは

大きく、農林業者の営農意欲の減退を招いている。

サルの群れは、食料を得られる環境を求めて移動することから、サルによる農作物の被害発生地域は、季節的な変動を伴う場合も多い。また、サルによる被害の放置は、被害を及ぼす個体（以下、「加害個体」という。）、さらには被害を及ぼす群れ・農作物に依存した群れ（以下、「加害群」という。）を増加させる。また、人馴れが進行すると、住宅地や人家への侵入等の生活環境被害を引き起こすようになり、対応はより難しいものとなる。

これらのことから、サルが出没し始めた初期に適切な対策を講じることが重要となる。

#### （４）県内サルの系統

県内に生息するサルは、平成13年度に県で実施したニホンザル生息状況調査の遺伝分析から遺伝的に3つの系統に分類されると考えられ、その生息域から「県南西部地域個体群」「県西部地域個体群」「県北部地域個体群」の名称を付与している。また、地域個体群間では、それぞれの群れとハナレザルとの遺伝的交流があると推測される。

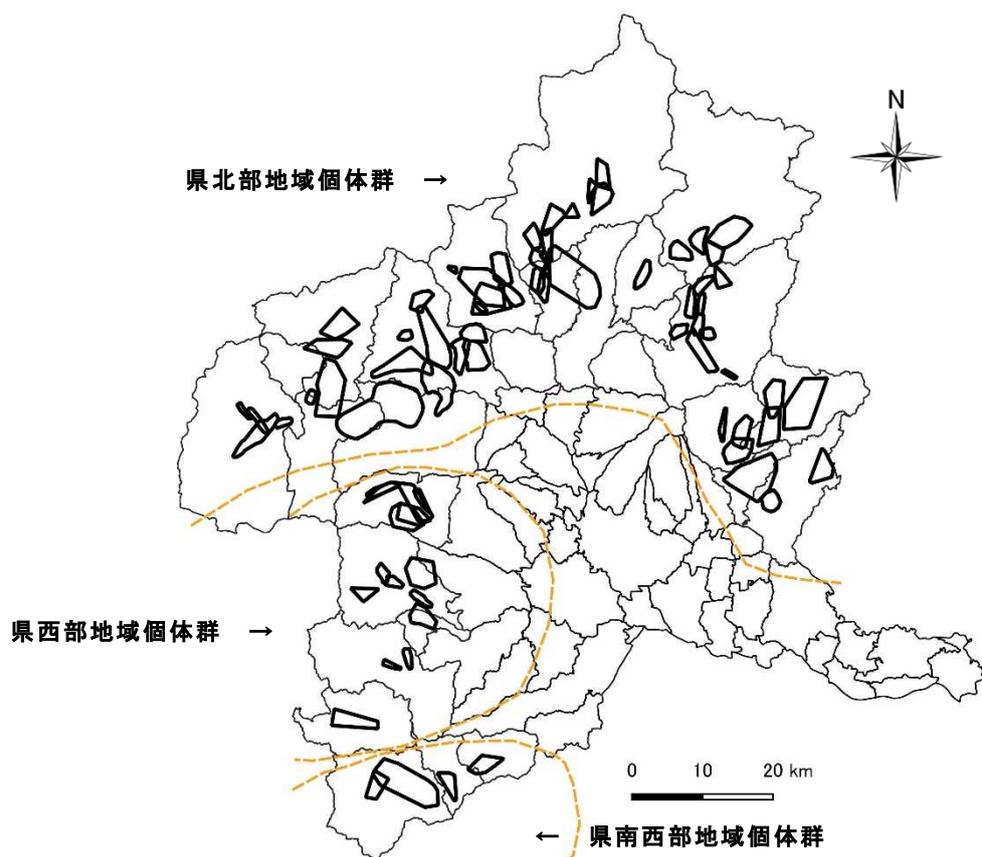


図1 群馬県におけるニホンザルの系統

参考：「群馬県ニホンザル保護管理計画」（2003.2）

※地図内実線は確認されているサルの行動域（2021.2現在）

### 3 計画の期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年とする。

なお、サルの生息状況及び社会情勢の変化等の勘案と、定期的な計画の進捗状況の検証により、適宜、目標値や計画内容を見直すものとする。

### 4 管理が行われるべき区域

県内全域とする。

### 5 現状と評価

#### (1) 取組の経過

サルによる被害発生地域では、昭和50年代から野猿対策協議会を設置し、対策を推進してきた。特に、早くからサルによる被害が問題となっていた下仁田町や妙義町（現富岡市）では、行政、地元猟友会、地域住民及び専門機関の連携による対策を講じ、被害の低減を図ってきた。

平成15年2月に第一期ニホンザル保護管理計画を策定し、農林業・生活環境被害の低減とサルの地域個体群の安定的な保全の両立を図るため、「知る」「守る」「捕る」の各対策を推進してきた。

平成19年3月に策定した第二期計画においても、この考え方を踏襲した。また、サルの捕獲は、有害鳥獣捕獲から地域の群れを包括的に評価しながら管理する個体数調整へと移行した。

平成24年3月に策定した第三期計画からは、包括的な群れの把握により対策を講じる管理手法である「群れ管理」を、平成27年3月に策定した第三期後半計画からは、サルの群れの生息域に応じた関係機関の連携による対策を推進する「広域連携」による対策を講じ、「農林業被害の軽減と人と動物との適切な関係の構築」に努めてきた。

平成29年3月に策定した第四期計画からは、毎年度、市町村が生息状況調査や地域の情報を集約して「ニホンザル加害レベル管理チェックシート（以下「チェックシート」）」に取りまとめ、群れ毎の対策の方針と評価を行ってきた。また、拡大防止ラインや対策重点地域を設定し、サルが定着していない地域への侵入防止に努めた。

#### (2) 現状

##### ア 集落環境

緩衝帯の整備、収穫されない農作物（果実、野菜等）や収穫残渣などの誘因物の除去に関する普及啓発を徹底した。

##### イ 被害状況

サルによる農業被害額は、平成8年度の8,581万円がピークであった。平成14年度に1,842万円まで減少した後、一時は約4,600万円まで増加したものの徐々に減少し、令和2年度には1,484万円となった。

一方、林業被害は、ケヤキの幼樹の食害・剥皮とシイタケの食害が利根沼田地域や東

部地域を中心に発生していたが、平成26年度以降、被害の報告はない。

農林業被害以外では、家庭菜園被害のほか、住民への威嚇、器物損壊、住居侵入等の生活環境被害が発生しており、被害額として計上されない被害の増大が懸念される。

### ウ サルの加害レベル

県下では、令和3年2月現在、2,407頭、77群が推計されており、そのうち、現在73群が加害群として認識されている。

群れの加害レベルは、毎年度、市町村がチェックシートの加害レベル試算表に基づき判定している。

加害レベルの推移をみると、加害レベルの高い群れは年々減少傾向にある。令和2年度においては、77群のうち、加害レベル5が0群、加害レベル4が16群、加害レベル3が38群、加害レベル2が18群、加害レベル1が1群、加害レベル0が4群であった。

なお、加害レベルは、環境省が定める「ニホンザル対策モデル事業レポート～平成27年度～」の加害レベルの定義に準じて判定した。

**表1 加害レベルの定義**

レベル	定義
0	群れは山奥に生息しており、集落に出没することがないので被害はない。
1	群れは集落にたまに出没するが、ほとんど被害はない。
2	群れの出没は季節的で農作物の被害があるが、耕作地に群れ全体が出てくることはない。
3	群れは、季節的に群れの大半の個体が耕作地に出てきて、農作物に被害を出す。
4	群れ全体が、通年耕作地の近くに出没し、常時被害がある。 人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が発生する。
5	群れ全体が通年・頻繁に出没。 人と集落環境への慣れが進み、生活環境被害が大きく、人身被害の恐れがある。

出典：環境省「ニホンザル対策モデル事業レポート～平成27年度～」

### エ 生息環境・生息状況

#### (ア) サルの生息環境

サルは、落葉広葉樹林に好んで生息し、常緑針葉樹林も休息地や泊まり場として利用することが知られている。

しかし、農作物への依存が高まると、耕作地や集落を含んだ環境を生息域とする傾向が確認されている。

#### (イ) 現在の生息域

県では、県内におけるサルの生息状況を明らかにするため、昭和57年度に住民へのアンケートによる生息状況の調査（以下、「生息状況調査」という。）を実施し、昭和60年度以降は、生息状況をより詳しく把握するため、隔年で生息状況調査を実施してきた。

その結果、県内のサルの生息が確認された地区は、昭和57年度では6地区であったが、平成7年度には46地区、平成17年度には55地区、平成23年度には71地区となった。

平成28年度からは、生息状況調査に加えて、出没地域や生息数の調査をチェックシートで行い、平成29年度には20市町村の86地域でサルの生息を確認し、令和2年度には19市町村の77地域で生息を確認している。

#### (ウ) 生息数

生息状況調査から推計された県内のサルの加害群の生息数は、昭和57年度では336頭であったが、平成元年度には1,480頭まで増加した。その後、増減を繰り返していたが、平成15年頃から増加傾向に転じ、平成15年度には1,965頭となり、平成23年度には3,000頭を超え、平成27年度は3,220頭、88群と推計された。

平成28年度以降は生息数をチェックシートにより集計し、令和2年度におけるサルの生息数は2,407頭、77群と推計された。

### オ 個体群管理

県下に生息するサルの群れの状況を把握するためには、各群れの行動域を把握することができる、調査レベルが4以上であることが望ましい。

チェックシートによると、令和2年度においては、県内に生息する77群のうち、調査レベル5が5群、調査レベル4が22群、調査レベル3が10群、調査レベル2が19群、調査レベル1が23群であった（市町村をまたがる群れがあり、市町村により調査レベルが異なることがあるため、合計が群れの数と一致しない）。

なお、調査レベルは、環境省の定める「ニホンザル対策モデル事業レポート～平成27年度～」の生息状況の把握程度に準じて5段階に区分した。

**表2 調査レベルの定義**

レベル	定義
5	加害群の頭数、構成（性別、成獣、幼獣）を把握している。
4	加害群の行動域を把握している。
3	加害群の加害レベルを把握している。
2	加害群のおおよその頭数と分布（出没）を把握している。
1	加害群がどこに分布（出没）しているか把握している。

参考：環境省「ニホンザル対策モデル事業レポート～平成27年度～」

個体の捕獲は、発信器の装着等によりサルの生息状況の調査水準の向上を図った上で、加害レベルの高い個体群に対して行った。捕獲頭数は、平成28年度に1,185頭であったが、平成29年度以降は800頭前後で推移しており、令和2年度は822頭であった。

### (3) 評価（第四期計画）

#### ア 集落環境管理

中山間地域を中心に、農業の担い手不足や地域住民の減少により耕作放棄地化が進み、農作物への依存の高まりをもたらす環境が年々増加傾向にある。そのような状況下において、緩衝帯の整備、収穫されない農作物や収穫残渣などの誘引物の除去を徹底した集落では、サル行動域の抑制による被害の軽減がみられた。一方で、誘引物の除去等が徹底されていない地域においては、被害の軽減が認められなかった。

#### イ 被害防除対策

集落環境調査に基づく集落ぐるみの対策を講じてきた結果、一部地域ではサルに対応した電気柵の維持管理や徹底的な追い払いの継続により、被害が軽減された。また、サルの追い払い員を雇用している市町村では、サルの詳細な群れの行動域の把握が進み、より適切な対策を講じることにより被害の軽減が図られた。

#### ウ 加害レベルの管理

加害レベルは毎年度、チェックシートで判定しているが、令和2年度に前年度から加害レベルが下がった群れは10群、加害レベルが上がった群れは12群であった。

加害レベルが上がった群れについては、集落の高齢化等を理由に追い払いが行われず、出没頻度の増加が見られた。加害レベルが下がった群れについては、集落による追い払い、加害個体の除去などが行われた。

加害レベルを下げるには適切な対策の実施が必要であり、今後も加害レベルを下げるための取組を継続していく必要がある。

#### エ 生息環境管理

サル等野生鳥獣の出没対策等を目的として、多くの市町村が荒廃した里山林や平地林の整備や管理を行っており、今後もサルの生息に適した奥山の環境を保全していくことが重要である。

#### オ 個体群管理

確認されている77群のうち、調査レベル3以下の群れが52群と多いことから、これらについては調査レベルを向上させる必要がある。

具体的には、サルへの発信器装着、群れの規模、生息域等を把握することを推進する。

### (4) 課題解決のための今後の対応

サルによる被害防除対策の強化に向け、調査レベルの低い群れについては、サルへの発信器装着によるテレメトリ調査等により、群れの規模、生息域等を把握し、被害対策に反映させていく。また、個別の群れの対策から、地域内に存在する複数の群れを対象とした「集落環境管理」「被害防除対策」及び「個体群管理」による総合的な取組を強化し、群れの加害レベルの低下を図っていく。

## 6 管理の基本方針

本県では、平成26年度に「群馬県鳥獣被害対策本部」を設置し、鳥獣被害対策の情報共有、対策方針の決定及び部局を横断した被害対策を強化してきた。その基本方針において、野生鳥獣との共存に向けた鳥獣被害対策に係る基本的な考え方は以下のとおりである。

本計画においても、この基本的な考え方を踏まえた上で、計画期間におけるサルの加害レベルの低減を図るための管理を推進する。

### (1) 群馬県鳥獣被害対策基本方針

#### 基本的な考え方

本県の豊かな自然、農林業、地域の暮らしを野生鳥獣被害から守るため、「守る」「捕る」「知る」の各対策を、地域、市町村、県等の協働により総合的、計画的に実施する。

短期的には、緊急的課題である「捕る」対策を強化するとともに、「守る」対策を一体的に推進することとする。

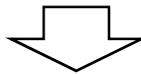
実施に当たっては、計画の策定、施策の実施、施策の評価、計画の見直しの各ステップでの課題を確認しながら順応的に推進していく。

長期的には、野生鳥獣との共存に向け、生息地域での環境整備に取り組み、野生鳥獣との棲み分けにより、野生鳥獣被害からの脱却を図ることとする。

#### 【短期目標】

野生鳥獣を出没させない・定着させない

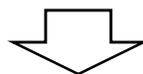
「鳥獣害に強い集落づくり」の実施  
農林業における被害軽減のための捕獲強化  
「守る」「捕る」「知る」対策を、地域の実情に応じ総合的、計画的に実施



#### 【長期目標】

野生鳥獣と「棲み分け」へ

森林整備などの生息環境整備を長期的に実施  
野生鳥獣の適正な生息密度の実現



#### 【将来像】

野生鳥獣との共存（野生鳥獣被害からの脱却）

※県鳥獣被害対策基本方針から「基本的な考え方」を抜粋

## (2) 計画の基本方針

### ア 加害レベルの低減に向けた管理

サルによる農林業被害の対策の長期目標は、人とサルの棲み分けを通じて、最終的に人との軋轢の最小化を図ることである。そのための短期目標は、各加害群の加害レベルの低減を目的とした各対策を講じ、加害群数の低減を図るものとする。

被害防除対策は、調査レベルに応じて講じるものとし、防護柵の適切な維持管理及び地域ぐるみの対策等の継続に留意する。また、対策により目標値まで低減された加害レベルの維持、加害群の他地域への侵入の阻止、野生群の加害群化の防止を徹底し、地域全体での加害レベルの低減とその維持に努める。

### イ 計画の順応的管理

計画は、被害防除対策によるサルの生息状況と被害状況の変化を科学的に検証し、その評価を対策にフィードバックする順応的管理により推進する。

なお、検証は群れの加害レベルを指標とし、生活環境被害の把握にも留意する。

## 7 管理の目標

### (1) 農業被害の減少

関係機関が連携して被害防除対策を進め、他の獣種対策ともあわせて複合的に対策を実施することで農業被害の減少を図る。

目標値は、令和元年度を基準として、年減率を被害額2%、被害面積5%として、令和8年度における農業被害額、被害面積を次のとおり設定する。

令和8年度における農業被害額：12,700千円以下 令和8年度における農業被害面積：7 ha以下
---

### (2) 加害レベルの低下

平成26年4月23日に環境省・農林水産省が示した「ニホンザル被害対策強化の考え方」では、10年後（令和5年度）までに加害群の数を半減させることを目標としている。

本県においても毎年度の加害レベルの管理を通じて、農林業被害及び生活環境被害を及ぼす加害群の数の減少及び加害レベルの低下を図るものとして、令和8年度における目標を次のとおり設定する。

令和8年度における加害群数：63群以下
---------------------

### (3) 加害群定着域の拡大防止

旧市町村単位によりサルの定着（地域内での繁殖の有無）による「拡大防止ライン」を設定し、サルが定着していない地域への侵入を防止する。また、定着の可能性が高い群れが出没している地域である高崎市榛名町、高山村、昭和村及び沼田市白沢町を「対策重点地域」と設定し、隣接する市町村との連携によりサルが出没し始めた初期の適切な対策を講じ、加害群の定着を防止する。

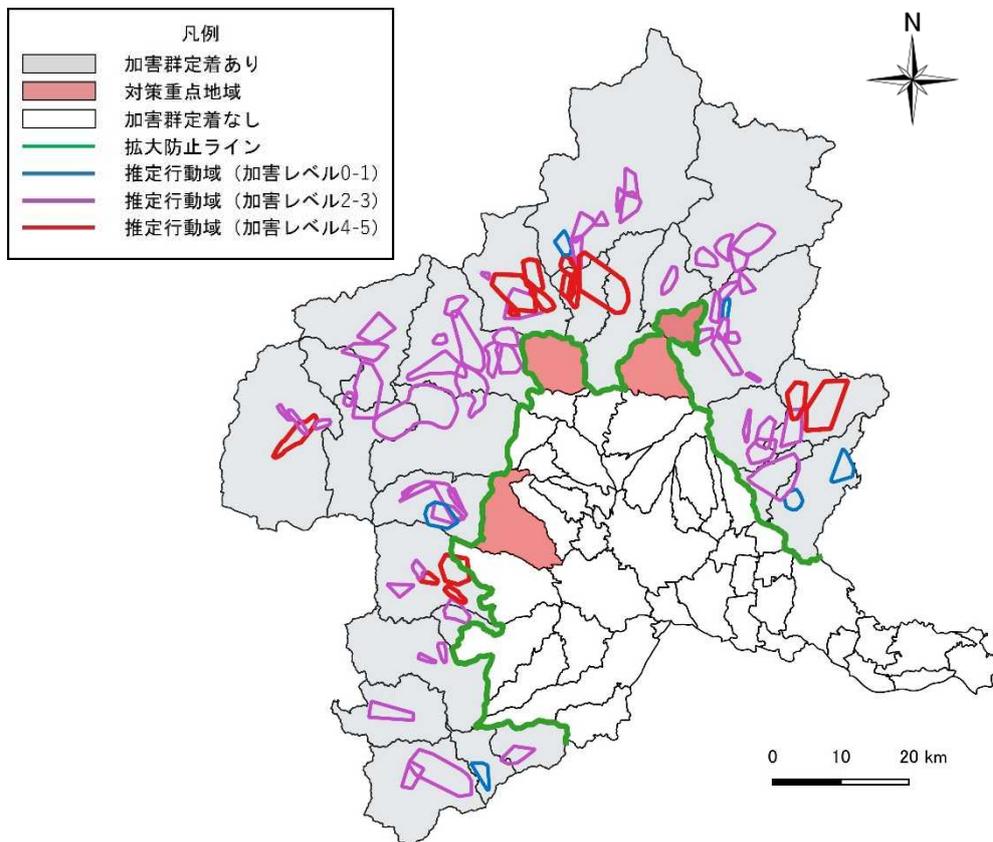


図2 旧市町村行政区画による拡大防止ライン及び対策重点地域

※群れの生息域及び加害レベルは、2021.2現在の状況

表3 拡大防止ライン隣接市町村名（旧市町村行政区画により表記）

地域	加害群						
	定着地域				定着なし地域		
西部	倉淵村	松井田町	妙義町	下仁田町	榛名町	安中市	富岡市
	中里村	万場町			甘楽町	藤岡市	鬼石町
吾妻	中之条町	吾妻町			高山村	東村	
利根沼田	新治村	月夜野町	沼田市	利根村	昭和村	白沢村	
中部			—		子持村	小野上村	富士見村
東部	黒保根村	大間々町	桐生市		新里村	笠懸町	蕨塚本町
					太田市		

## 8 目標達成のための施策

### (1) 集落環境管理

#### ア 誘引要因の除去

農地や集落を餌場と認識させないことが重要であるため、収穫残渣及び生ゴミ等の適正な処理及び放任果樹の適正な管理を推進する。

#### イ 緩衝帯整備の推進

集落侵入の際の警戒感の向上や追い払いの効果を高めるため、集落周辺を中心とした藪や森林等の整備を推進する。

#### ウ 耕作放棄地対策

関係機関と連携し、サル隠れ場所となる耕作放棄地や藪などの発生抑制と再生支援に努める。

#### エ 餌付けの禁止

餌付けは、人への警戒心を薄れさせることにより、サルの加害レベルの上昇につながるとともに、防除対策の効果を削減してしまうため、住民の意識啓発により餌付けをなくす。また、観光客に対しても餌を与えないよう周知徹底する。

### (2) 被害防除対策

サルの加害レベルに応じた適切な対策を、地域ぐるみにより総合的に取り組んでいくことが重要である。

#### ア 効果的な防護柵の設置

多獣種対応型電気柵の設置を推進する。

#### イ 組織的な追い払い・追い上げ

徹底的な追い払いにより、行動域を変化させることで被害の軽減も可能である。追い払いは、集落や農地周辺でサルを見かけたら花火や轟音玉等の道具を利用した集団での対応を推進する。

なお、ロケット花火等の利用は、人や可燃物のある方向に打ち上げた場合、事故や火災につながる危険性もあるので、安全な使い方を徹底するよう十分注意する。また、追い払い・追い上げた群れの他地域への定着や出没に留意し、関係機関と連携を図り実施する。

### (3) 加害レベルの管理

各市町村及び県において、群れの包括的な評価による対策を、チェックシート（No.1【群れ・被害の現状】、No.2【計画・評価】）により、年度ごとの計画の作成と評価を行う。

#### ア 計画の作成

加害群の定着及び拡大が確認されている市町村は、当該年度末までに本計画に基づき、チェックシートにより管理計画を作成する。県は、チェックシート作成に関する指導・助言を行い、各市町村のチェックシートを基に、県全体のサル個体群の計画的

な管理を推進していく。

#### **イ 調査の実施**

市町村は、チェックシートにより加害群毎に生息数や加害レベルの把握の他、農作物被害や生活環境被害の把握にも努める。市町村をまたがる群れについては、それぞれの市町村間で連携を図りながら、群れの把握に努めるものとする。県は、市町村の情報を取りまとめるとともに、広域的な調査研究に努める。

#### **ウ 計画の評価と再検討**

市町村は、チェックシートにより計画に対する評価を行い、県は、市町村の評価を確認した上で改めて評価を行い、必要に応じて対策を再検討する。

### **(4) 生息環境管理**

#### **ア ゾーニング**

サルと人とが同所的に共存することは、サルの生態等から困難である。健全なサルの群れの維持が可能な生息環境の確保のため、人との棲み分けを図る手段としてゾーニングを検討する。

#### **イ 多様な森林の整備推進**

サルをはじめとする野生鳥獣が人の生活圏に依存せず奥山に定着するよう、多様な資源を有する森林の整備を関係機関の連携により推進する。

### **(5) 個体群管理**

個体の捕獲は、発信器装着、群れの規模、生息域等の把握など、調査レベルを向上させた上で、個体数管理手法を適切に選択する必要がある。

#### **ア 加害度が高い個体（選択捕獲）**

特定の個体が、農作物被害または生活環境被害を発生させ、追い払い等では被害を防止できない場合に選択捕獲を実施する。群れの個体である場合は、群れが分裂をしないよう十分に配慮した上で行う。

#### **イ 個体数が多い群れ（部分捕獲）**

群れの加害レベルが高く個体数の多い群れを、管理しやすい群れサイズへの縮小を図るために部分捕獲を実施する。

なお、対応は、群れの構成等を十分に把握した上で計画的に実施するものとする。併せて被害防除対策や追い払いの強化により非加害群化を図る。

#### **ウ 追い払い・追い上げの方向がない群れ（群れ捕獲）**

市街地等で背後に群れを追い払う山等がない場合や、他の群れに囲まれて追い上げができない場合は、群れの系統、群れの加害レベル、隣接するサルの群れの対策状況等を考慮した上で、全頭捕獲を検討する。

なお、全頭捕獲を検討する際には、隣接群の侵入を防ぐため、電気柵等の防除対策の強化と誘因物や隠れ場所の除去等の管理を併せて行う。

## 9 地域別管理目標

サルは、本県ではほとんどの場合複数の群れがまとまって分布するというパターンを示すことから、この隣接して生息する群れの集まりを、保護・管理の基本的な管理単位として設定し、管理ユニット（以下「ユニット」という。）と呼ぶ。

本計画における「加害レベルの管理」は、地域個体群の生息状況等から、図3に示すように「県南西部地域個体群」「県西部地域個体群」及び「県北部地域個体群」を第Ⅰから第Ⅳの4つに別けた合計6ユニットごとに管理目標を定めて対策を講じるものとする。

加害レベルの現状及び目標の値は、環境省の「ニホンザル対策モデル事業レポート」（2016.3）を基に算出し、各群れの名称は、表4の定義に基づき「群」「群れ」「集団」の3つに区分した。

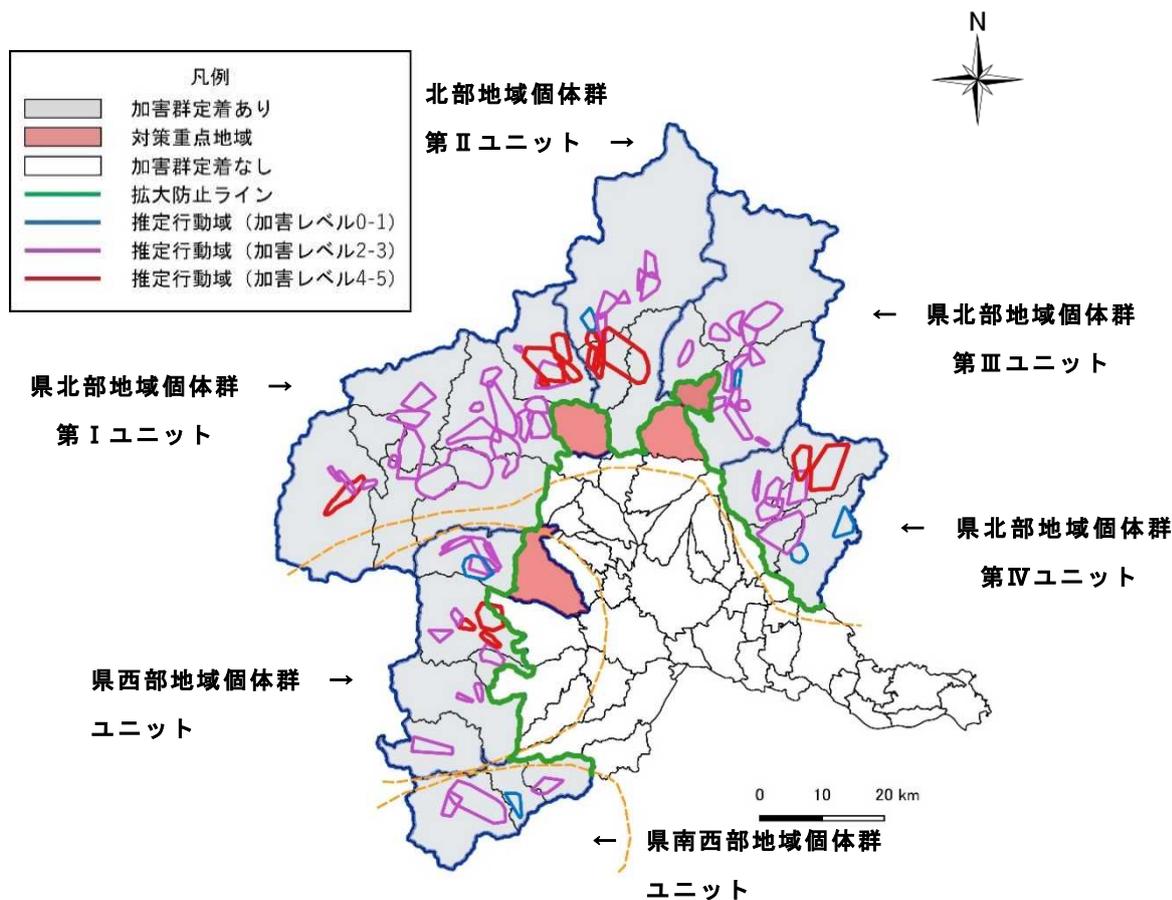


図3 「加害レベルの管理」を講じるユニット

※群れの行動域及び加害レベルは、2021.2現在

表4 群れの名称の定義

レベル	定義
群	行動域、構成、頭数が十分に把握されている。
群れ	オトナメスを含んでいることが判明しているが、情報が不足している。
集団	出没の報告はあるがオトナメスの存在が不明である。

### (1) 県南西部地域個体群ユニット

令和3年2月現在、本ユニットにおける加害群は3群が確認されている。加害レベルは、レベル3が2群、レベル2が1群で、群れの出没は季節的である。農林業被害の報告件数は、増加傾向にあるが、人への警戒が高いことから群れ全体が耕作地や集落に出てくることは少ない。

被害防除対策は、①地域住民及び関係機関へのサル対策の理解の浸透と合意形成、②サルに対応した防護柵の設置・維持管理、③戦略的な追い払いの実施、④加害個体の除去を中心に、加害レベルの低減を図る。

本計画期間における目標は、全ての加害群の加害レベルを2以下、野生群の加害群化の阻止とする。

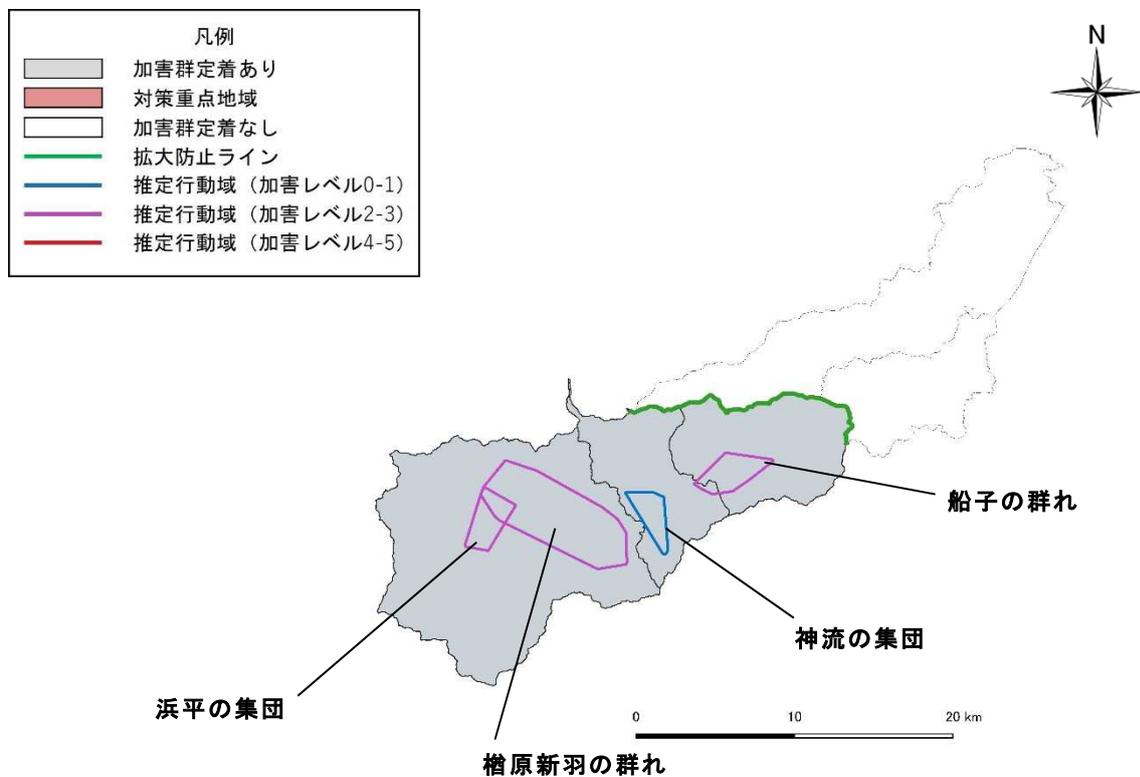


図4 県南西部地域個体群ユニットのニホンザル群れの推定行動域 (2021.2現在)

## (2) 県西部地域個体群ユニット

令和3年2月現在、本ユニットにおける加害群は14群が確認されている。加害レベルはレベル4が3群、レベル3が10群、レベル2が1群で、群れの恒常的な耕作地への出没がみられる。また、群れによっては、生活環境被害を発生させている。

本ユニットでの対策は、調査レベルの低い加害群の調査レベルの向上を急務とし、市町村区域を越えて生息域を有する加害群の情報の共有に努めるものとする。また、高崎市榛名町はハナレザルの出没がみられるため、対策重点地域として対応する。

被害防除対策は、①地域住民への啓発、②生活環境被害の把握、③サルに対応した防護柵の設置・維持管理、④戦略的な追い払いの実施、⑤群れの適切なサイズへの縮小または除去を中心に、加害レベルの低減を図る。

本計画期間における目標は、野生群の加害群化の阻止、各加害群の加害レベルの低下、加害群数を現状14群から11群以下とする。

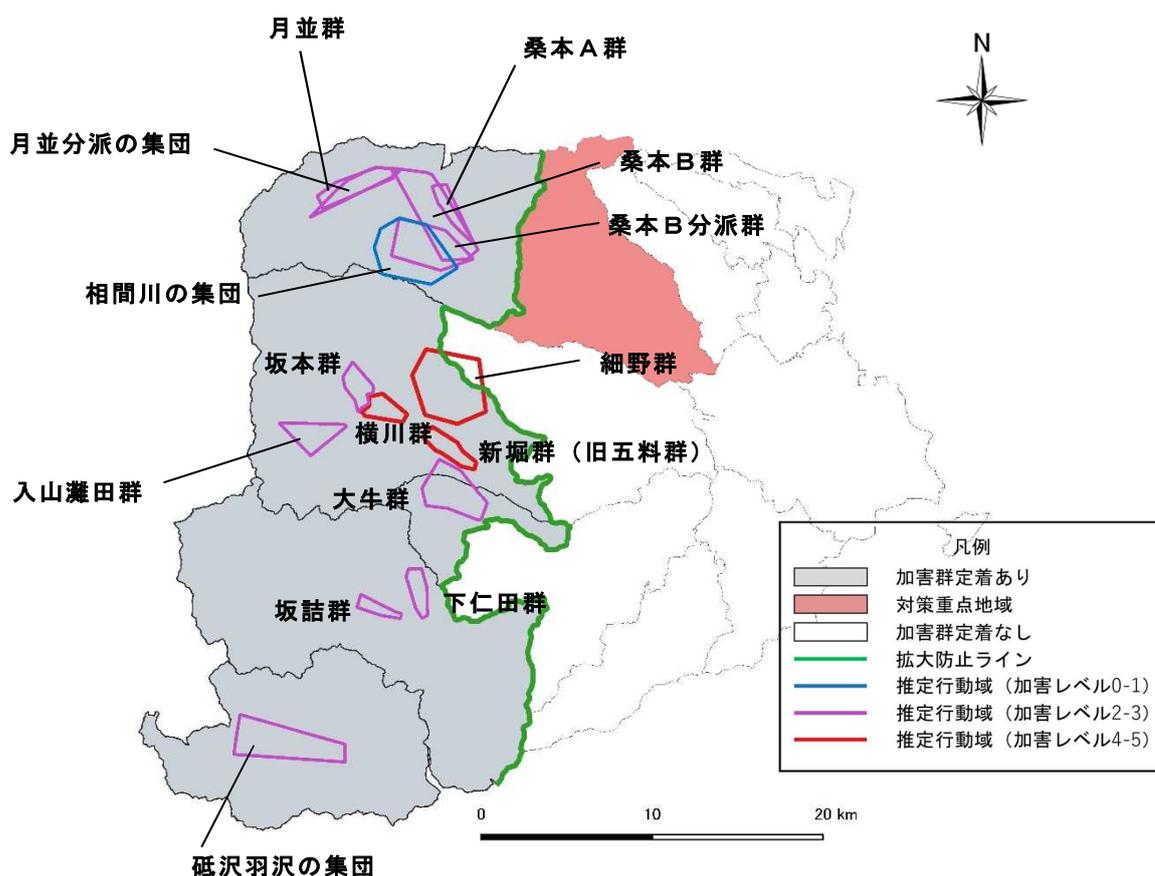


図5 県西部地域個体群ユニットのニホンザル群れの推定行動域 (2021.2現在)

### (3) 県北部地域個体群－第Ⅰユニット

令和3年2月現在、本ユニットにおける加害群数は23群が確認されている。加害レベルは、レベル4が6群、レベル3が9群、レベル2が8群で、群れ単位での恒常的な耕作地への出没がみられる。また、多くの群れにより家庭菜園被害が発生している。

本ユニットでの対策は、加害群が多い上に生息域が入り組んでいるため、調査レベルの低い加害群の調査レベルの向上を急務とし、市町村区域を越えて生息域を有する加害群の情報の共有に努めるものとする。また、高山村はハナレザルや複数頭でのサルの出没がみられるため、対策重点地域として対応する。

被害防除対策は、①地域住民への啓発、②生活環境被害の把握、③サルに対応した防護柵の設置・維持管理、④戦略的な追い払いの実施、⑤群れの適切なサイズへの縮小または除去を軸に、加害レベルの低減を図る。

本計画期間における目標は、各加害群の加害レベルの低下、加害群数23群以下とする。

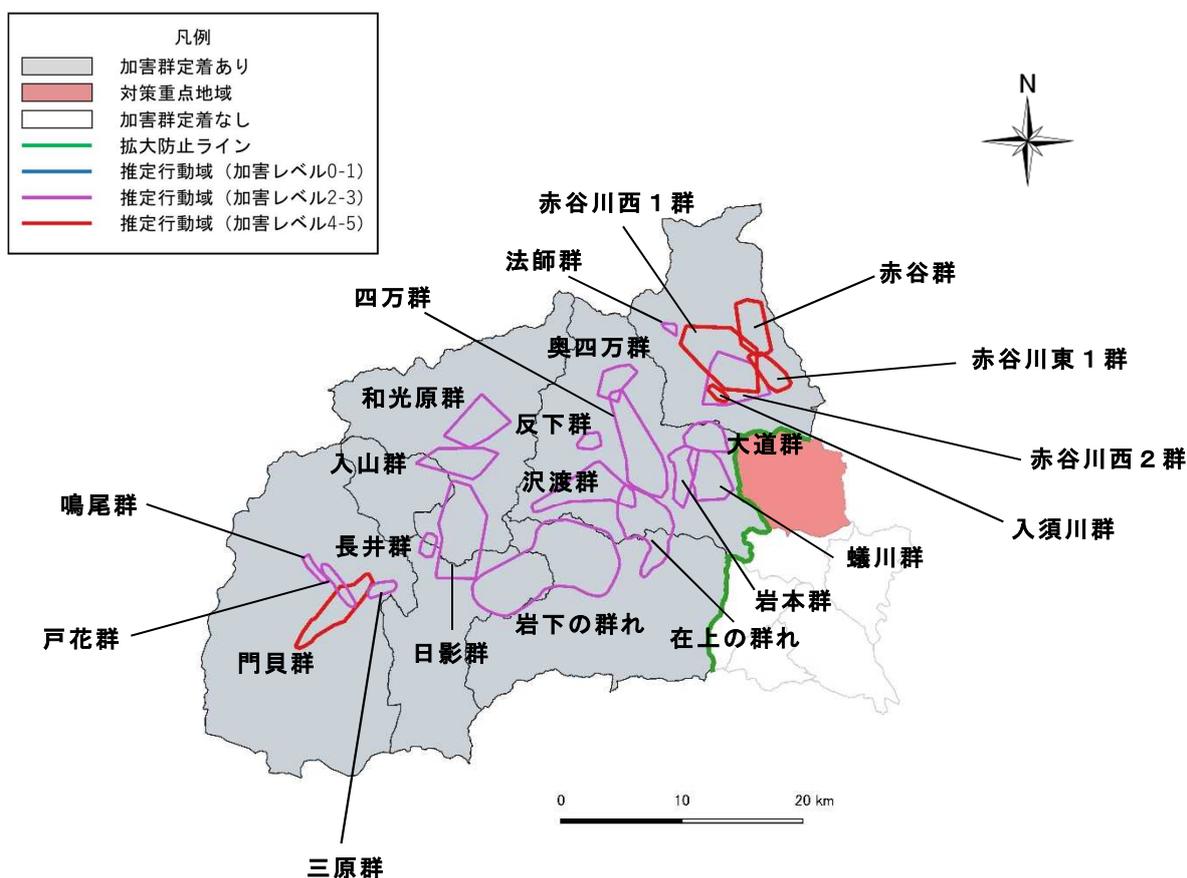


図6 県北部地域個体群－第Ⅰユニットのニホンザル群れの推定行動域 (2021.2現在)

#### (4) 県北部地域個体群－第Ⅱユニット

令和3年2月現在、本ユニットにおける加害群は12群が確認されている。加害レベルは、レベル4が5群、レベル3が7群で、群れ単位での恒常的な耕作地への出没がみられる。また、多くの群れにより家庭菜園の被害が発生している。

本ユニットでの対策は、調査レベルの低い加害群の調査レベルの向上を急務とする。また、市町村区域を越えて生息域を有する加害群の情報の共有に努める。

被害防除対策は、①地域住民への啓発、②収穫残渣や耕作放棄地の適切な対応、③生活環境被害の把握、④サルに対応した防護柵の設置・維持管理、⑤戦略的な追い払いの実施、⑥群れの適切なサイズへの縮小を中心に、加害レベルの低減を図る。

本計画期間における目標は、全ての加害群の加害レベルを2以下、加害群数を現状12群から8群以下とする。

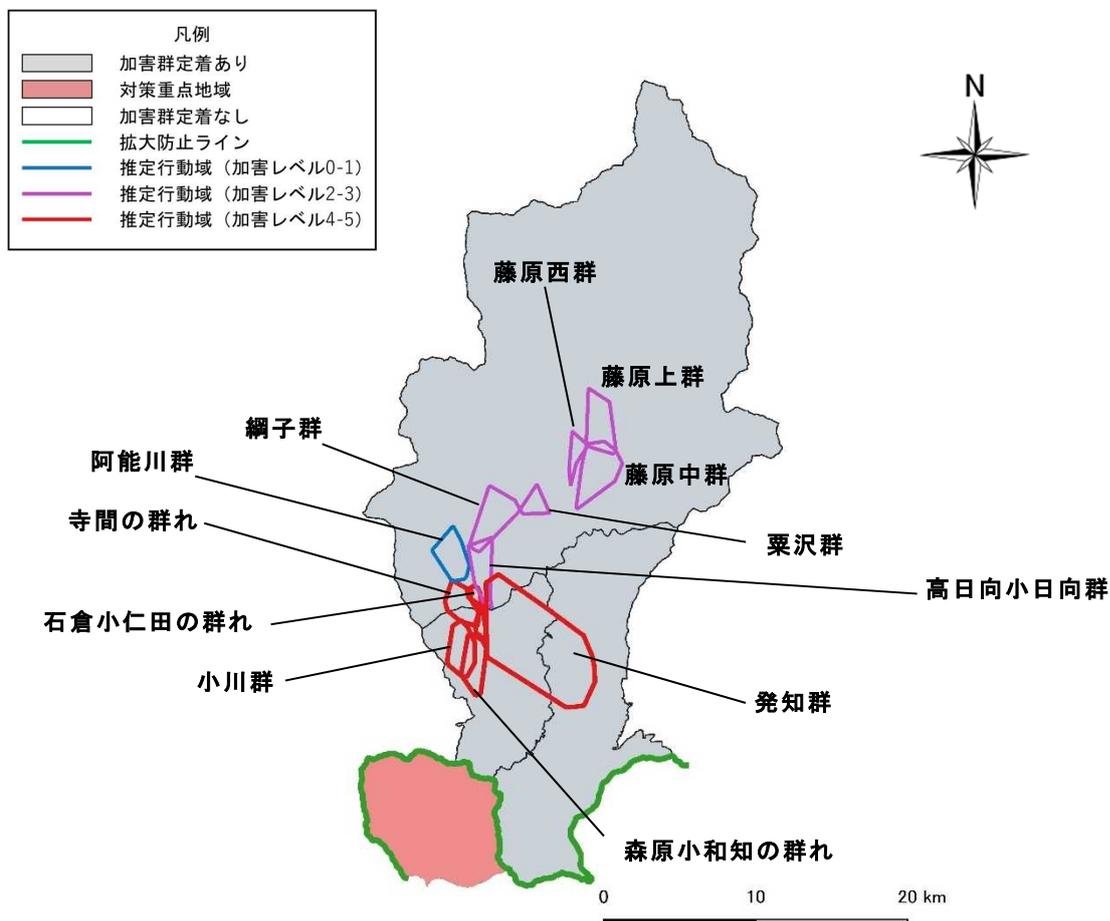


図7 県北部地域個体群－第Ⅱユニットのニホンザル群れの推定行動域 (2021.2現在)

### (5) 県北部地域個体群－第三ユニット

令和3年2月現在、本ユニットにおける加害群は14群が確認されている。加害レベルは、レベル3が8群、レベル2が5群、レベル1が1群あり、群れの恒常的な耕作地への出没がみられる。また、家庭菜園被害が多く群れで発生している。

本ユニットでの対策は、生息数の多い加害群が多い上にその生息域が入り組んでいるため、生息域の変化や群れの分裂に留意して対策を講じることが重要である。また、市町村区域を越えて生息域を有する加害群の情報の共有に努めるものとする。なお、昭和村及び沼田市白沢町は複数頭や群れでのサル出没がみられ最も加害群の定着の恐れのある地域であるため、対策重点地域として対応する。

被害対策は、①地域住民への啓発、②生活環境被害の把握、③サルに対応した防護柵の設置・維持管理、④戦略的な追い払いの実施、⑤群れの適切なサイズへの縮小または除去を中心に、加害レベルの低減を図る。

本計画期間における目標は、全ての加害群の加害レベルを2以下、加害群数を現状14群から11群以下とする。

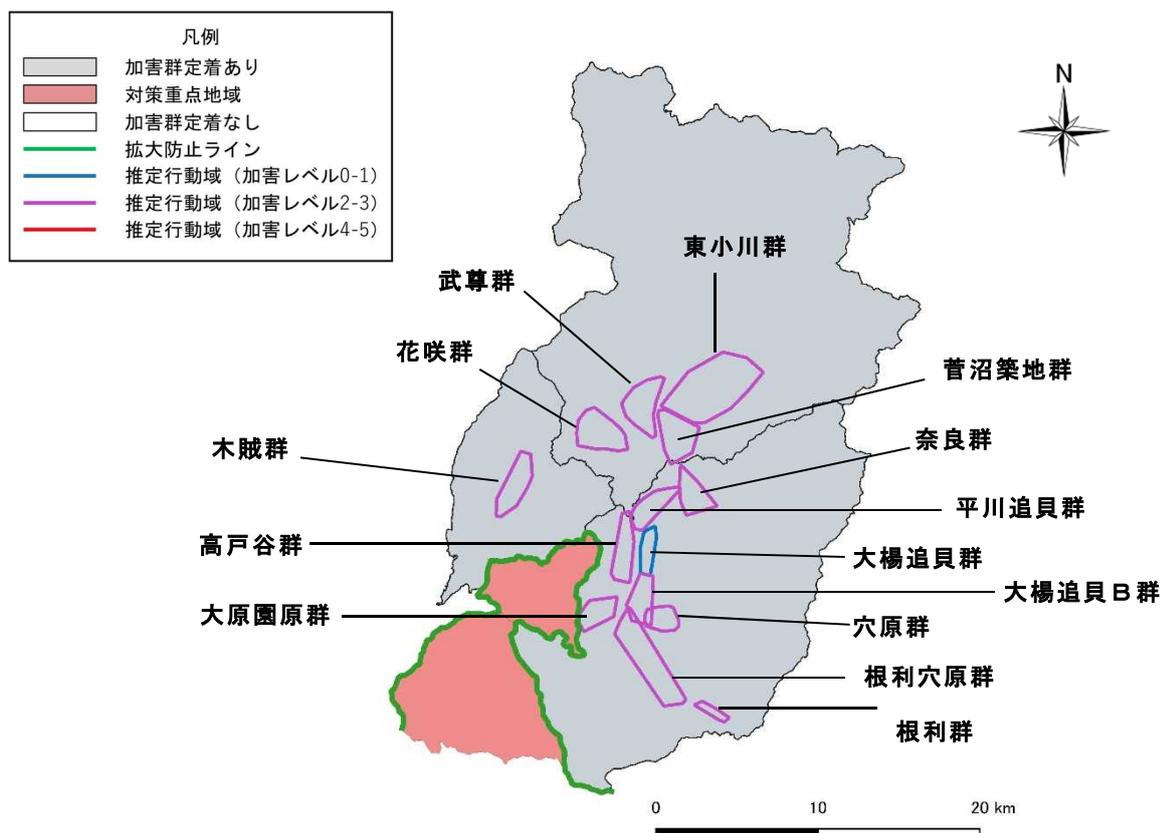


図8 県北部地域個体群－第三ユニットのニホンサル群れの推定行動域 (2021.2現在)

## (6) 県北部地域個体群－第Ⅳユニット

令和3年2月現在、本ユニットにおける加害群数は7群が確認されている。加害レベルは、レベル4が2群、レベル3が2群、レベル2が3群で、群れ単位での恒常的な耕作地への出没がみられる。また、住民への威嚇や器物破損、家庭菜園被害といった生活環境被害も多く、ほとんどの群れにより発生している。

本ユニットでの対策は、調査レベルの低い加害群の調査レベルの向上を急務とする。また、市町村区域を越えて生息域を有する加害群の情報の共有に努める。

被害防除対策は、①地域住民への啓発、②生活環境被害の把握、③放任果樹の管理等の集落環境整備、④サルに対応した防護柵の設置・維持管理、⑤戦略的な追い払いの実施、⑥群れの適切なサイズへの縮小を中心に、加害レベルの低減を図る。

本計画期間における目標は、全ての加害群の加害レベルを2以下、加害群数を7以下とする。

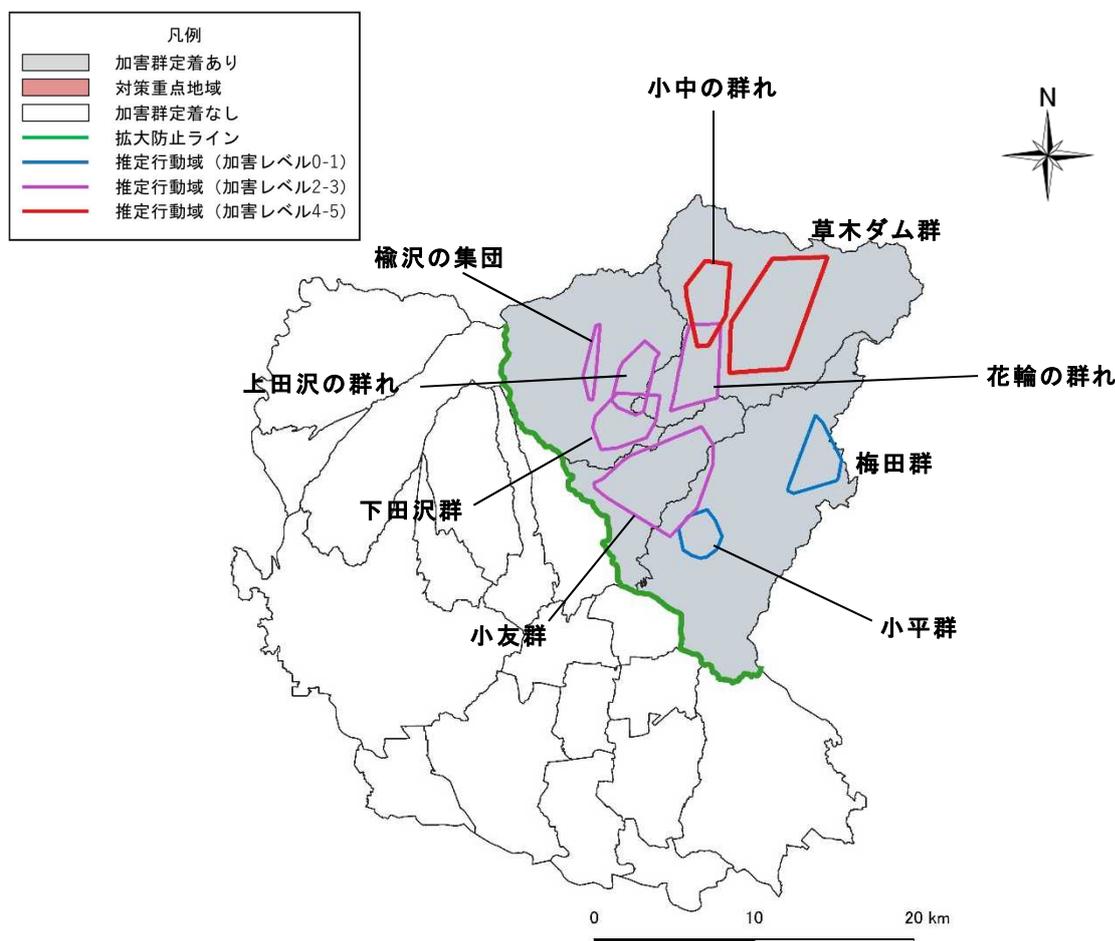


図9 県北部地域個体群－第Ⅳユニットのニホンザル群れの推定行動域 (2021.2現在)

## 10 モニタリング等の調査・研究

### (1) 生息状況の把握

加害レベルの管理等に資するため、チェックシートによる調査及び生息状況調査を継続して実施し、生息数の精度を高める。また、必要に応じて調査方法や調査項目の見直しを行い、被害対策等に活用する。

### (2) 捕獲状況及び個体分析調査

#### ア 動物情報報告

市町村で実施している捕獲事業の捕獲個体について、捕獲日時、場所、性別及び推定年齢等の情報を集約する。

#### イ 捕獲個体調査

捕獲個体を調査し、食性、繁殖状況、齢構成及び栄養状態等を把握する個体分析を行う。

### (3) 被害調査及び対策効果検証

#### ア 野生鳥獣による農林業被害調査

被害作物や被害金額、被害面積等を毎年度調査する。

#### イ 各地区における被害意識調査

加害群ごとに農作物被害や生活環境被害等の被害レベルを調査し、現場の実態を反映させた被害実感を把握する。

#### ウ 対策の効果検証

各種調査や捕獲状況、防除対策実施状況等の結果を分析し、被害軽減効果の検証を行う。

### (4) 研究・開発

#### ア 被害対策技術の開発

大学と連携し、各種調査の結果及び対策実施状況を分析し、地域の実情に合わせた効果的な被害対策技術を開発し普及する。

#### イ 効果的な捕獲技術等の研究

林内の動物行動を把握することによって、効率的な捕獲や動物の出没抑制対策等に資する研究を行う。

## 11 その他管理のために必要な事項

### (1) 人材育成

農林業者、関係機関及び行政関係者に対して、鳥獣に関する法令・被害防除の知識や技術習得に関する研修会を開催する。特に行政機関において、専門的な知識、技術及び経験を有する人材の育成に努める。

また、農業高校及び農林大学の学生を対象に鳥獣の生態や対策技術に関する研修を実施する等、将来地域の担い手となることが期待される人材育成に取り組む。

### (2) 近県との連携

個体群の交流があると考えられる栃木県、埼玉県及び長野県については、地域防除対策等の情報を共有し、効果的な対策の実施に努める。

また、隣接する新潟県、福島県とも適宜情報の共有に努めるものとする。

### (3) 情報公開

鳥獣の捕獲に関する統計や被害調査結果等は、逐次ホームページ等で公開する。また、試験研究機関の成果発表会等においても、各種調査結果を積極的に公開する。

### (4) 普及啓発

地域住民に対し、サル生態と防除に関する知識に対する理解を深め、適切な被害防除が図られるよう、出前講座の開催や市町村が開催する地域の勉強会を通じて普及啓発を行う。

## 12 計画の実施体制

効果的な被害対策及び管理を実施するにあたっては、県、市町村、地域住民、農林業団体、猟友会、NPO法人や民間事業者、連携している大学等の幅広い関係者が相互に連携・協力し、学識経験者の支援を得ながら、連携して取り組む。

特に被害対策においては、各組織に地域住民が積極的に参画して取り組む。

### (1) 農林業者を含む地域住民

自らが農地森林における被害防除対策を講じ、被害を防ぐ。併せて、地域ぐるみによる獣害対策に参加して「鳥獣害に強い集落」の実現を図る。

### (2) 市町村

各種補助事業を活用し、地域の実情に応じた対策を推進する。防護柵設置の合意形成、捕獲について、集落ぐるみで実施できる体制へ移行する。

なお、捕獲はチェックシートによる群れ・被害の現状及び個体群管理に係る計画に基づき実施する。

### (3) 猟友会

サルを目撃情報及び捕獲技能について、関係機関に対して助言を行う。また、市町村が実施する発信器の装着や有害鳥獣捕獲に協力する。

### (4) 県

#### ア 鳥獣被害対策支援センター

本計画の進捗管理を行うとともに、サルの被害や対策に係る情報を集約した上で関係者間での情報共有を図る。また、生息状況調査、捕獲状況及び被害状況の分析を行い、施策に反映させる。

農林業被害に関する被害防除対策を普及するとともに、対策の効果検証を行う。また、生活環境被害等の報告として計上されない被害を把握し、地域住民が効果を実感できる対策に取り組む。併せて、本計画の進捗状況及び対策効果の検討及び評価機関からの助言・提言を受け、それらの内容を反映させた広域連携を推進する。

#### イ 自然環境課

鳥獣保護管理法の所管課として、有害鳥獣捕獲が適切に実施されるよう、鳥獣保護管理事業計画により捕獲許可基準及び鳥獣保護区等を設定する。

#### ウ 技術支援課

鳥獣被害防止特措法の所管課として、農業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。農業被害対策の各種補助事業により、地域が主体となった取組を支援する。

#### エ 林政課

野生鳥獣による林業被害の状況把握及び対策に関する事業を推進する。森林所有者等が行う林業被害対策に対して、各種補助事業を活用し支援する。

#### オ 自然史博物館

市町村の協力の下、捕獲個体の分析を行い、食性、繁殖状況、齢構成及び栄養状態等のサルの生物学的な情報を把握する。

#### カ 林業試験場

林業及び生態系被害に対する野生鳥獣の行動把握、捕獲方法及び防除方法の研究を行う。

### (5) JA、森林組合

農地への防除資材や森林施業における獣害対策資材について、適切な情報提供を行う。また、地域ぐるみの「鳥獣害に強い集落づくり」等の取組に協力する。

森林組合は、日常の業務で把握した林業被害については関係者に情報提供するとともに、森林所有者に対して、被害対策の実施について助言を行う。

### (6) 大学・NPO法人等民間事業者

包括連携協定を結んでいる日本獣医生命科学大学を含め、大学やNPO法人等の民間事業者との情報交流により適正管理に資する。

## **(7) 検討・評価機関**

学識経験者、関係団体及び関係行政機関により構成される群馬県第二種特定鳥獣適正管理検討委員会を設置し、本計画の内容・進捗状況について検討・評価を行う。また、検討委員会の下には獣種別専門部会を設置し、県関係課担当者レベルでの実務的な業務を行う。

野生動物の学識者で組織する群馬県野生動物対策科学評価委員会は、野生鳥獣による被害を軽減するため、県及び市町村が実施した施策の実施結果について、科学的・客観的な知見に基づき、本計画等に関する評価を行う。